

議案第 6 7 号

長与町国民健康保険条例及び長与町後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例について

上記議案を提出します。

令和 8 年 9 月 1 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

長与町国民健康保険及び長与町後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の請求期限が令和 8 年 1 1 月 1 0 日までであるため、当該傷病手当金に関する条文を削除するもの。

長与町国民健康保険条例及び長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例

(長与町国民健康保険条例の一部改正)

第1条 長与町国民健康保険条例（昭和28年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2条から第4条までを削る。

附則第1条の見出し及び条名を削る。

(長与町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 長与町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号を削り、同条第9号を同条第8号とする。

附 則

この条例は、令和8年11月11日から施行する。